

○諸士諸奉行
御預地方奉行 改作奉行 定檢地奉行 表御
納戸奉行 御武具奉行 御弓矢奉行 御鐵炮
奉行 玉藥奉行 内作事奉行 江戸御作事方
奉行 外作事奉行 小作事奉行 板批奉行
吳服奉行 料紙奉行 大銀奉行 諸方御土藏
奉行 金銀入立奉行 役銀奉行 出銀諸拂奉
行 小拂奉行 堂形奉行 御普請會所道具調
奉行 御普請會所道具渡奉行 割場道具渡奉
行

○遠所諸奉行諸役
宮腰町奉行 小松町奉行 所口町奉行 魚津
町奉行 高岡町奉行 境奉行 加州御郡奉行
彌波射水御郡奉行 新川御郡奉行 能州御郡
奉行 宮腰御詰米奉行 本吉渡裁許 宇出津
山奉行 吉久御詰米奉行 新庄金山裁許 能
美御郡代官 所口御代官 東岩瀬御代官 新
川郡之内御代官 別宮口留御用 木滑口留御
用 河原山口留御用

○諸場諸横目
公事場御横目 御算用場御横目 御普請會所
御横目 御作事所横目 會所御横目 割場御
横目 學校御横目
○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭
○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭
○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭

○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭
○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭
○平士諸役
御勝手方御用 二御丸御廣式御用達 金谷御
廣式御用達 江戸御廣式御用人 御年寄中席
執筆 京都御屋敷詰人 大坂御屋敷詰人 三
十人組頭 御茶堂頭 御坊主頭

頭・御鷹匠小頭・御歩小頭・定番御歩小頭・御料
理頭・御細工者小頭・町同心等が是である。又
新番組の者は公式には御歩であるが、藩内
は平士並の待遇を受けた。

ヘイジャノゴシヨ 瓶子屋の御書 文明三
年から五年までの間に成つた進如上人の御文
十四通を、下間進崇の寫したもので、その奥
書には「于時文明第五九月廿三日に、藤島郷
之内林郷超勝寺において、この端書を進崇所
望のあいだ、同二十七日申之刻にいたりて筆
をそめをはりぬ。釋進如」とある。もと珠洲
郡正院の瓶子屋といふ民家に藏する所で、天
正十五年四月瓶子屋池田孫三郎の副本があつ
た。瓶子屋は進崇の後裔であるともいふ。今
この御文は同地西光寺の有に歸してゐるが、
尙瓶子屋の御書といはれる。

ベイシヨウカイシヨ 米商會所 一に中買
座とも呼び、金澤十間町南側の入口にあつた。
金澤町奉行の支配で、町役人及び中買肝煎を
して管理せしめ、藩の拂米及び藩士の知行米
を上場賣買した。中にも七月・十月の兩季は、
諸士の知行米を賣却する例であつたから、加
越能の各地から拂米を買求めに出るものが多
かつた。その取次をする商人が所謂中買で、
口錢を得て賣買のことに當つた。この場所に
米穀取引所のあつたことは昭和十四年の廢止
に及ぶ。

ヘイシンセンク 丙辰千句 一冊。有澤武
貞が享保十五年九月十日より半身不隨の病に
罹つたので、百韻十卷の連歌をものし、元文
丙辰霜月廿二日之を玉泉寺天滿宮に奉りて平
癒を祈つたものである。

ヘイソウシユウ 弊齋集 一冊。屋山林藏

の詩集で、嘉永四年陶齋長井寛卿の序、弘化
丁未三休渡邊栗の序、享和元年柴野栗山の作
つた屋山の墓誌が附せられてゐる。本書の附
録に屋山の仲子龜田商齋の詩稿があり、その
首に天保十五年津田鳳卿の龜田商齋八十賀讃
叙が載せられてゐる。界紙に福松庵藏とあつ
て、龜田氏の自費出版である。

ヘイソウヤワ 敵愾野話 一冊。文化戊辰
の作で、將軍・藩侯・諸士等の言行を記する。
加賀藩士の著であらう。

ヘイタカトモ 平齋知 畠山氏の重臣。總
知の子であらう。歴代古案天正三年・同四年
の文書に平加賀守高知があり、鳳至郡諸橋文
書天正八年のものに加賀守高知があつて、同
人と思はれる。しかし栗庵文書年不詳に加
賀守高知とあるから、歴代古案の高知は字形
の類似によつて高知を誤つたのであらう。高
知には又新左衛門尉と記した天文廿三年の栗
庵文書もある故に、堯知・高知・堯知と名を
變へたのであらう。

ヘイダニ 平谷 河北郡津幡の内の小字。
ヘイフサトモ 平總知 畠山氏の重臣。栗
庵庵文書天文二十年七月五日附のものに、平
加賀守總知在判のものが見える。

ヘイモン 閉門 藩政の時、士人に非行が
あつても、その程度知行被召放及ばざる時
は、多く閉門の處分を受けた。又その罪死刑
に當るのであるが、偶赦に會した爲に閉門に
代へられた例もある。閉門は居宅の門戸を鎖
して交通を遮断するをいふので、食料をも公
然入れしめなかつたから、親類から賄はねば
ならなかつた。寛文の頃の法令に、閉門は知
行扶持共に之を給せぬと見え、宥免の後は

暫く遠慮を命ずると共に減知する例であつ
た。故に巨祿の者の閉門には、その家臣に絶
祿のものを出す段があり、又閉門中死去した
時には家断絶した。

ヘキウシヨ 碧雲寺 鳳至郡中谷内に在つ
て、眞宗東派に屬する。

ヘキガシユウ 碧巖集 (一)一夜碧巖集
一石川郡大乘寺所載。二冊一巻。曹洞宗の重
寶として傳へられるものである。宋に入つた
道元が、安貞二年一月將に歸朝する時、急
之を書寫しようとし、自ら八十則まで筆を執
り、以下は白山神が援助し、一夜にして成つ
たと傳へるものであるが、その道元の書蹟で
あることに就いては疑を挾まれる。もと永平
寺の所藏であつたのを、それが康應乙酉(貞
和元)大乘寺に移されたことは、現に同寺に
有する明峰素哲の書によつて知り得る。面山
瑞芳はこの碧巖録に就いて「今流布の本とは
別なり。佛果碧巖破關緊節と題して序も跋も
なし。垂示の次に本則と頌と並べて 著書は
常の如し。次に本則の評と頌の評並ぶ。文字
も流布の本とは少異あり。」と記してゐる。

(二)總持寺版碧巖集十卷。鳳至郡總持寺に
於いて開板せられたもので、その開板は貞治
年中かと推測せられる。その扉左匡廓外に
は、「本朝能州總持寺置焉。最後の頁には白
字を以て、『施主榮林總持主』、第三卷最後
の頁には亦陰刻白字で『前總持承天大和尚奉
報御恩也。』とある。その承天大和尚は珠巖道
珍を意味する。

ヘキガシユウソウケツ 碧巖集總訣 一
冊。大乘寺傳來の什寶一夜碧巖集の來歴を載
せたもの。播州の沙門洞禪の撰述。